

在宅勤務下の残業食事代も実費精算であれば非課税

4月23日に緊急事態宣言が4都府県に発出されました。

在宅勤務をされる方も増えてきましたが、今回は在宅勤務での残業食事代について確認していきます。

残業時の食事の現物支給は非課税

所得税基本通達 36-24 では、残業等の時間外勤務をした従業員に使用者が食事等を支給した場合に、その支給した食事については課税しなくて良いとされています。

また、会社が食事を現物で支給することに限らず、従業員が一定の金額の範囲内で
外食、若しくはコンビニなどで食事を購入し、その食事代を事後的に領収書・
レシートにより実費精算した場合も課税されません。

(注)金額については現物支給した場合と同視しうる範囲であれば適用



深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭に対する所得税の取扱いについては、深夜労働者に対し、夜食の現物支給に代えて支給した金銭（1回の支給額が消費税抜きで300円以下）を非課税としています。

食事の取扱いはオフィス勤務でも在宅勤務でも変わらない

実費精算した場合の残業食事代の取扱いは、オフィス勤務であっても、在宅勤務であっても変わりません。



在宅勤務で残業した場合であっても、従業員が食事を購入し、食事代を請求書等により事後的に実費精算した場合に支払われる金銭は、課税されません。

ただし、通常の勤務時間外に勤務した者についての取扱いであり、前提として、在宅勤務下であっても適切な労務時間管理が行われており、通常の勤務時間と残業等の勤務時間外の線引きが適正にできていることが必要です！

「食事」に関する源泉所得税関係の取扱いを整理すると次ページ【参考1、2】のようになります。
実費精算した場合の残業食事以外の取扱いについても、オフィス勤務と在宅勤務で取扱いは変わりません。

【参考1】残業等における食事の支給

現物 支給	残業等をした者に使用者が支給する食事 ⇒非課税	
金銭	残業等をした者が自分で食事を購入するなどし、食事代を請求書等により事後的に実費精算した場合の金銭 ⇒上記の使用者が支給する食事と同視しうるものは非課税	
支給	深夜勤務者※に支給する1回あたり300円(消費税抜き)以下の食事補助 ⇒非課税 ※労働協約又は就業規則等により定められた正規の勤務時間による勤務の一部又は全部を午後10時から翌日午前5時までの間において行う者	

【参考2】通常の勤務時間内における食事の支給

現物 支給	使用者が従業員に支給した食事 ⇒下記の2要件を満たせば非課税 ・従業員が食事の価額の半分以上を負担 ・使用者の負担額が月額3,500円(消費税抜き)以下	
金銭 支給	○使用者と飲食店との間の契約により従業員が食事代を使用者が飲食店に支払う場合 ⇒上記通達の2要件を満たせば非課税 ○従業員が飲食店に食事代を支払い、使用者が現金で食事代を補助する場合 ⇒課税	

ご不明な点等ございましたら、弊所担当までご連絡ください！